

諮問の趣旨について

本区では、令和3年3月に改定した目黒区基本構想において、「快適で暮らしやすい持続可能なまち」を基本目標の一つに掲げ、地球環境を意識した環境負荷の少ない生活行動や事業活動を促し、豊かな暮らしを次代に引き継ぐことができる持続可能な地域社会をつくることを目指しています。

平成29年3月に改定した目黒区環境基本計画では、5つの基本方針を定め、区民、事業者、区等が連携・協力して環境への負荷の少ない地域づくりに取り組んできました。

しかしながら、近年特に地球温暖化の進行により、地球規模で気象災害のリスクが高まっており、我が国においても、台風や大雨による土砂災害などの深刻な被害が発生しています。

国においては、令和2年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことが表明なされ、令和3年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法に、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として明記されました。

東京都は令和元年5月に、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、令和3年1月には、2030年までに温室効果ガス排出量を半減にする「カーボンハーフ」を表明しました。

本区を取り巻く環境に関する状況は、急速に変化しています。

国・都の動きや目黒区基本構想の方向性を踏まえ、今後の環境行政を取り巻く状況変化に整合性をもって的確に対応していくため、目黒区環境基本計画を改定する必要があると考えます。また、計画の改定に当たっては、本区の地球温暖化対策の施策を定めた目黒区地球温暖化対策地域推進計画を目黒区環境基本計画に内包し、環境施策を一層加速させることで、目黒区基本構想に掲げる「快適で暮らしやすい持続可能なまち」及び国が定める2050年カーボンニュートラルの実現を目指していく必要があると考えます。

そこで、目黒区環境基本計画を改定するため、環境施策のあり方及び施策展開の方向性などについて、貴審議会に諮問します。